

令和8年度碧南高等学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止についての基本的な考え方

1 本校の基本方針

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、生命の尊厳を脅かす許されない行為です。また、どの生徒でも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的にいじめ防止の指導に当たっていきます。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切です。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、地域社会を支えることのできる人材育成に取り組んでいきます。また、あらゆる教育活動において、自他の生命と尊厳を重んじ、心や体を鍛え、互いに切磋琢磨できる取組の充実を図ります。

2 いじめの定義

本校では、「いじめ」とは生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法第2条）とする。

この定義が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処を言う）のために定められたものであることに留意し、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

3 いじめの解消

本校では、「いじめの解消」とはいじめられた生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月以上）継続していることとする。また、「いじめの解消」を判断する時点において、いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることとする。

II いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

1 「いじめ・不登校対策委員会」について（以下、「委員会」と表記する。）

（1）委員会のメンバー

ア 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、総合ビジネス科主任、保健主事、学年主任、教育相談係（特別支援教育コーディネーター）、養護教諭

イ 原則として、特別支援教育委員会の委員と同様とする。

ウ 必要に応じて、問題に関わるクラス担任、運営委員、分掌主任及び、スクールカウンセラー等外部の専門家を加える。

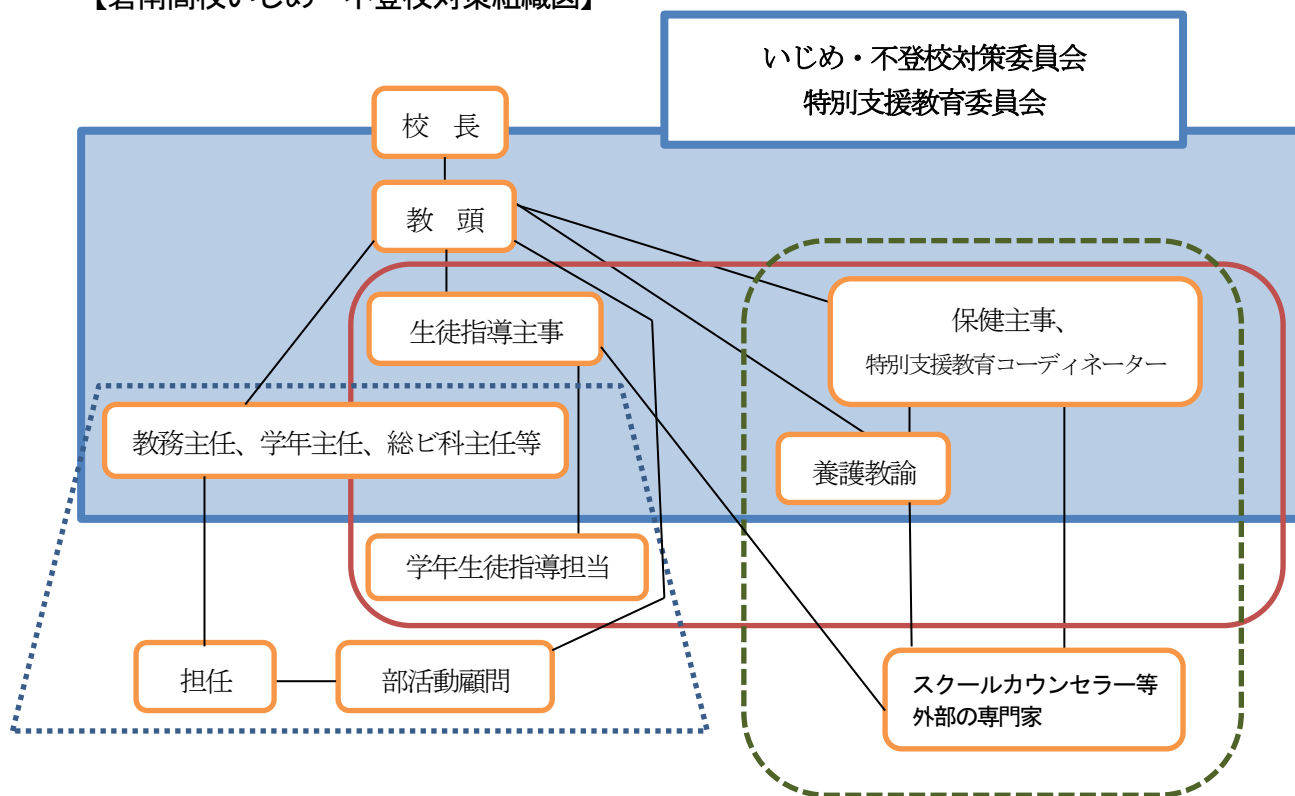
(2) 指導・支援チーム

- ア 委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行う。
- イ いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員（部活動顧問等）を追加する。
- ウ ネットいじめなどの事案では、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

(3) 委員会の開催

- ア 月例で「特別支援教育委員会」と併せて開催し、情報の共有と取組について確認する。
- イ 校長が、事案に応じて、随時開催を決定し、いじめの早期発見や措置を迅速に行う。
- ウ 重大事態については、事案に応じて、委員会の開催を待たずに関係機関との連携を図り対応する場合もある。

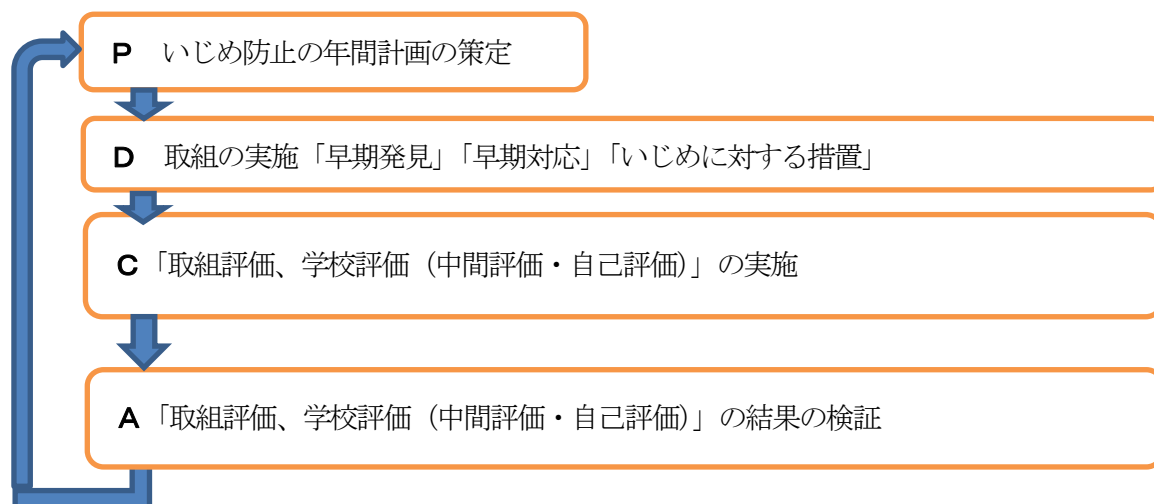
【碧南高校いじめ・不登校対策組織図】



※ □、□、□ は、指導・支援チームの例。事案によってメンバーを柔軟に変える。必要に応じて外部の専門家と連携をとる。

2 「いじめ・不登校対策委員会」の役割や機能等

(1) 取組の検証（PDCAサイクル）



(2) 教職員への共通理解と意識啓発

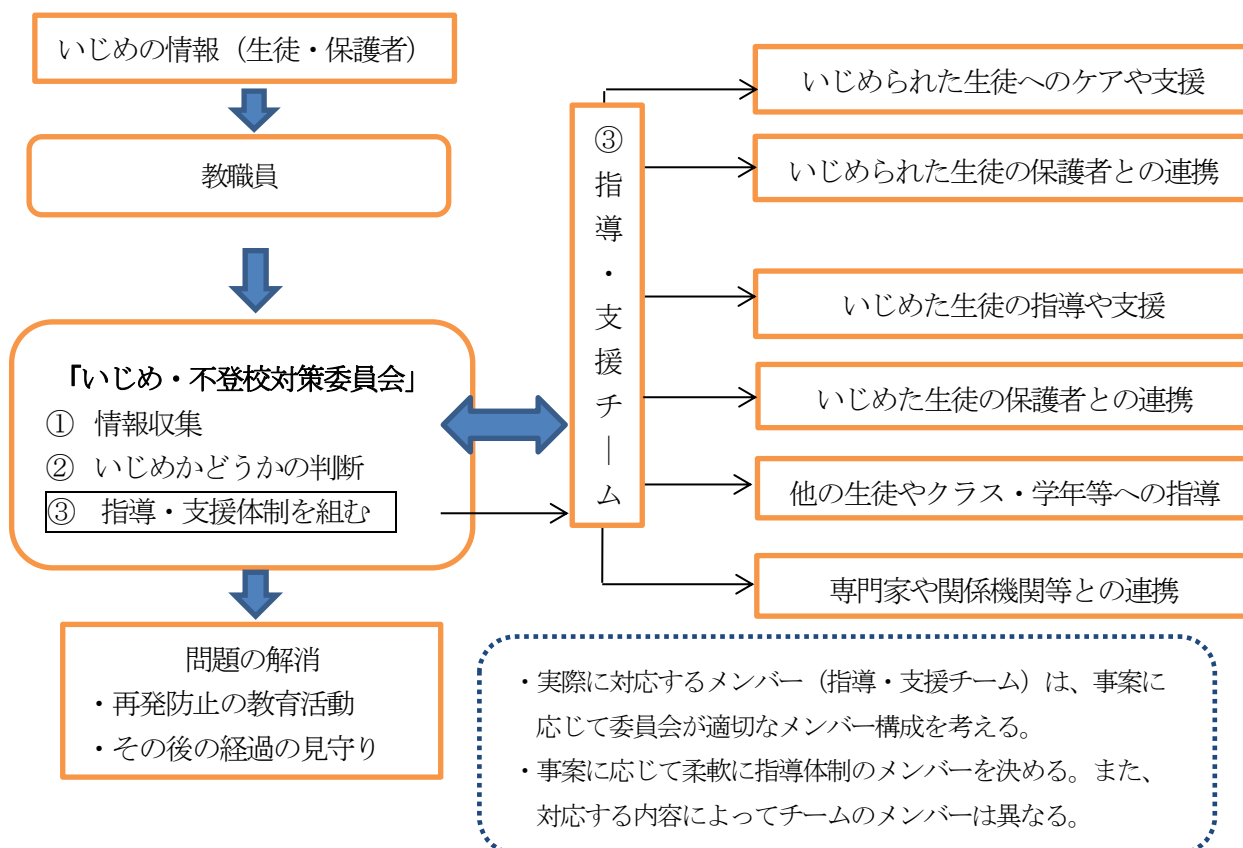
- ア 年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- イ 「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ウ 現職研修で「いじめ・不登校」をテーマとした講話やケーススタディを実施する。

(3) 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

- ア 「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案に掲載する。
- イ PTA総会や保護者会、広報誌の発行等を通じて、いじめ防止の取組について情報を発信し、保護者の意識啓発を図る。また、取組に対する意見も積極的に聴取する。
- ウ 人権尊重やモラル向上に関する取組を保護者や地域と連携して実施する。

(4) いじめに対する措置 (いじめ事案への対応)

ア 発見、通報を受けた時の対応



イ いじめられた生徒・保護者への対応

- (ア) 生徒・保護者に寄り添った対応を心掛け、希望する支援などを聞き取る。
- (イ) 生徒の個人情報などには十分に配慮し、対応する。
- (ウ) 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実は、個人情報などに十分に配慮した上で、速やかに生徒・保護者に伝える。
- (エ) 生徒の信頼する友人や教員、家族などと連携して組織的に支援する。
- (オ) 安心して学習に取り組める環境について提案を行う。
- (カ) 外部専門家(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等)との連携を積極的に提案する。
- (キ) いじめた生徒との関係の改善に努め、いじめが解消したと思われる場合でも見守りを継続する。
- (ク) インターネット上の誹謗中傷などについては警察を連携し、適切な支援を求める。

ウ いじめた生徒・保護者への対応

- (ア) いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら事実関係の聞き取りなどを行う。
- (イ) 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実は、個人情報などに十分配慮した上で、速やかに保護者に伝え、適切な連携を図る。
- (ウ) いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら生徒の指導を行う。その際には、双方の個人情報などには十分に配慮し、対応する。また、指導措置は相手生徒に対する「心理的または物理的な影響を与える行為」の内容により委員会で検討する。
- (エ) 指導に当たっては、いじめた生徒の行為の背景に着目し、必要な支援も行う。
- (オ) 必要に応じて、外部専門家(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等)との連携を提案する。
- (カ) いじめられた生徒との関係の改善に努め、いじめが解消したと思われる場合でも見守りを継続する。
- (キ) インターネット上の誹謗中傷などについては警察を連携し、適切な支援を求める。

エ いじめが起きた集団への働きかけ

- (ア) いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら、第三者的な立場の生徒への事実確認の聞き取りなどを行う。その際には、聞き取る生徒の保護者には十分な説明をする。
- (イ) 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実を当事者に伝える際には、第三者的な立場の生徒の個人情報などに十分配慮する。
- (ウ) いじめが起きた集団内での背景に着目し、再発防止の措置をとる。
- (エ) 当事者たちの関係の改善に向けて協力するよう促す。
- (オ) インターネット上の行為については、警察との連携への協力を促す。

(5) 重大事態への対応

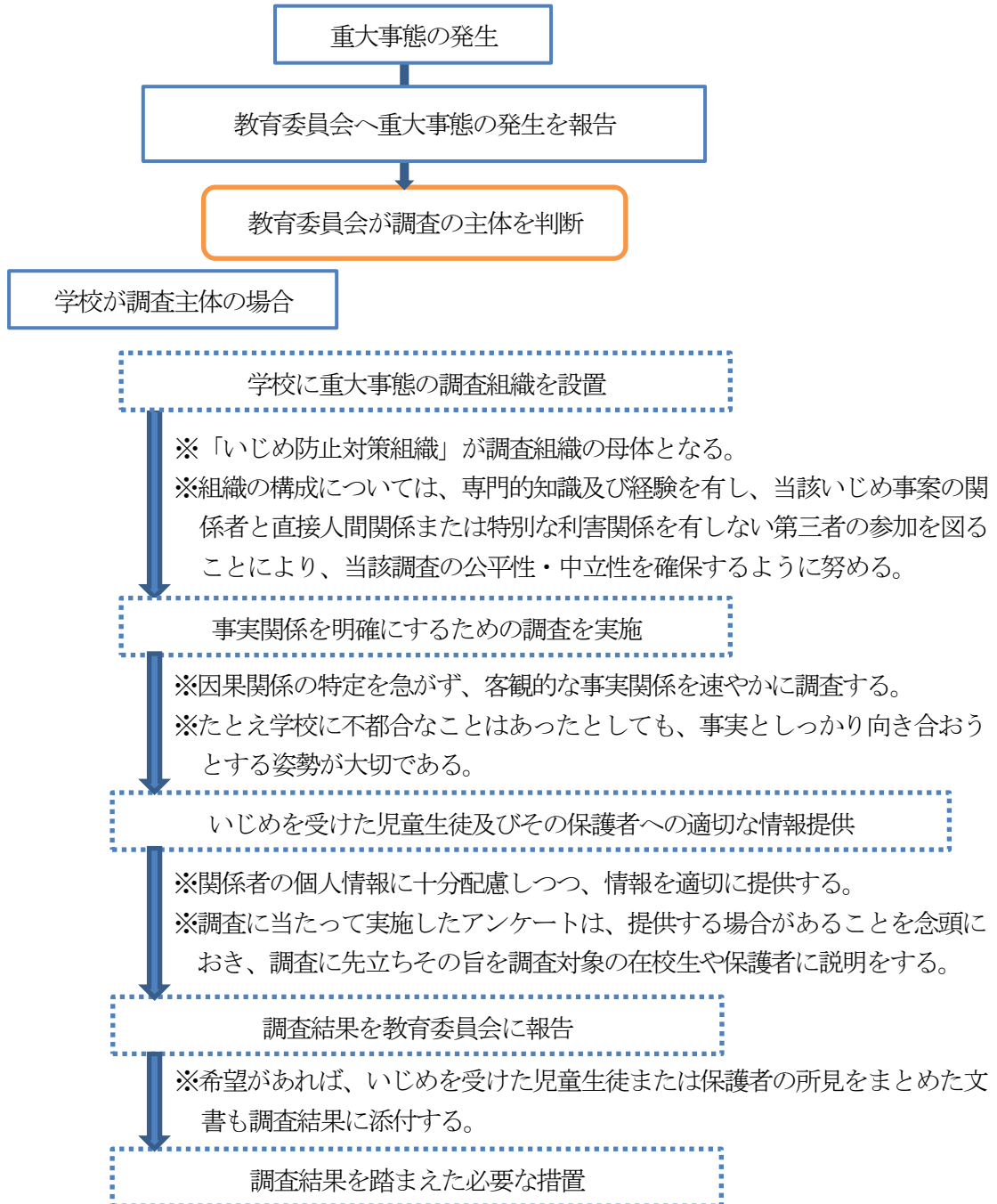
重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図(学校用)」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

【文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」】より

(注) 重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 三 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき



Ⅲ いじめの防止等に関する具体的な取組について

1 いじめの未然防止の取組

- (1) 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- (2) 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。
- (3) 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。
- (4) 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

2 いじめの早期発見の取組

- (1) 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。
- (2) いじめを認知または、いじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。
- (3) 定期的な「いじめアンケート調査」(年2回)の実施や教育相談の充実を図る。

3 いじめに対する措置

- (1) いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。
- (2) 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- (3) 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- (4) 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。
- (5) いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- (6) ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。

(取組の年間計画)

	未然防止の取組	早期発見の取組	「いじめ・不登校対策委員会」の動き	保護者・地域との連携
年間・随時	<ul style="list-style-type: none"> ○健康調査の実施(毎日)【全学年】 (保) ○全校集会(学期1回)【全学年】 (総)(生) ○道徳教育(LT)【全学年】(生) ○個人面談【全学年】(学) 	<ul style="list-style-type: none"> ○あらゆる教育活動における生徒観察 ○個人面談【全学年】(学) ○特別支援教育委員会 (保) ○担任会・学年会・学年主任社会における生徒情報共有 ○分掌会における生徒情報共有 ○ネットパトロール報告の活用 	○いじめに対する措置	○保護者と密に連絡を取り合う

4月	<ul style="list-style-type: none"> ○相談室やSCの周知【全学年】(保) ○面接週間【全学年】(学) ○人間関係づくり→グループエンカウンターの実施【1学年】(学)(保) ○情報モラル講話【全学年】(生) ○遠足【全学年】(学)(生)(教) 	<ul style="list-style-type: none"> ○面接週間【全学年】(学)(保) ○特別支援教育委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○基本方針および取組評価についての周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○PTA評議員会
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○清掃活動の実施【2学年】(保) ○学習実態調査【全学年】(教) ○碧高祭の準備【全学年】(特) 	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育委員会(保) ○心のアンケート【全学年】(学)(生)(保) 		<ul style="list-style-type: none"> ○PTA総会
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○碧高祭の準備【全学年】(特) ○碧高祭【全学年】(特) ○公開授業【全学年】(教)(総) 	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育委員会(保) 	<ul style="list-style-type: none"> ○全教職員対象の「取組評価アンケート」の実施→検証 	<ul style="list-style-type: none"> ○PTA評議員会 ○挨拶運動 ○学校評議員への学校行事の公開 ○ハンギングバスケットづくり ○公開授業 ○PTA進学マネー講座 ○学校評議員会
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○AED講習会【代表生徒】 ○薬物乱用防止講話【全学年】(生)(保) 	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育委員会(保) 		<ul style="list-style-type: none"> ○保護者会
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○インターンシップの実施【1、2学年】(進) ○ボランティア活動の実施【1、2学年】(特)(生) ○中学生体験入学【1、2学年】(特)(生) ○碧高祭の準備【全学年】(特) 		<ul style="list-style-type: none"> ○ストレスマネジメント学習(生)(保) 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○碧高祭の準備【全学年】(特) ○碧高祭【全学年】(特) ○面接週間【全学年】(学) 	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育委員会(保) 	<ul style="list-style-type: none"> ○中間評価→検証 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評議員への学校行事の公開 ○碧高祭バザー
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○清掃活動の実施【1学年】(保) ○学習実態調査の実施【全学年】(教) ○修学旅行【2学年】(学)(生)(教) 	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育委員会(保) ○心のアンケート【全学年】(学)(生)(保) 	<ul style="list-style-type: none"> ○現職研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○挨拶運動
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○保健教育【1、2学年】(保) 	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育委員会(保) 		<ul style="list-style-type: none"> ○PTA評議員会 ○ハンギングバスケットづくり
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○人権週間及び人権講話【全学年】(生) 	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育委員会(保) 	<ul style="list-style-type: none"> ○全教職員対象の「取組評価アンケート」の実施→検証 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者会 ○あおいパーククリスマスイベント

1月	○面接週間【全学年】 ^④ ○ワックスがけ【全学年】 ^⑤	○特別支援教育委員会 ^⑥ ○面接週間【全学年】 ^④		○学校評議員会 ○PTA評議員会
2月			○自己評価	
3月		○特別支援教育委員会 ^⑥	○学校関係者評価の結果を検証し、「いじめ防止基本方針」の見直し	○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う

^①…総務部 ^②…教務部 ^③…生徒指導部 ^④…保健厚生部 ^⑤…生徒会（特別活動）部
^⑥…進路指導部 ^⑦…研修部 ^⑧…学年会 ^⑨…教科会